

**小郡市立学校給食センター
整備運営事業**

募集要項

令和5年10月27日

小郡市

目次

用語の定義	1
第1 募集要項等の定義	2
第2 事業概要	3
1 事業の名称	3
2 事業に供される公共施設等の名称	3
3 公共施設等の管理者の名称	3
4 事業の目的	3
5 事業方式	3
6 事業期間	4
7 事業の内容	4
第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項	6
1 募集及び選定の方法	6
2 選定のスケジュール	6
3 応募者の参加資格要件	6
4 応募に関する手続き	10
第4 提出書類の審査及び優先交渉権者の決定	17
1 検討委員会の設置	17
2 審査の手順及び方法	17
3 基礎審査の結果通知及びヒアリングの実施	17
4 優先交渉権者の決定及び公表	17
第5 提案に関する条件	18
1 事業計画の提案に関する条件	18
第6 事業実施に関する事項	21
1 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置	21
2 事業の継続が困難となった場合の措置	21
3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	22
4 事業の実施状況の監視（モニタリング）	22
5 支払手続き	22
第7 契約に関する事項	23
1 事業契約の締結等	23
2 契約保証金	23
第8 募集要項等に関する問合せ先	23
別紙－1 リスク分担表	24

用語の定義

市	小郡市をいう。
本事業	小郡市立学校給食センター整備運営事業を指す。
本施設	本事業で整備する小郡市新学校給食センターを指す。
現施設	現在稼働している学校給食センターを指す。
民間事業者	本事業に興味がある民間企業全体を指す。
応募者	本事業のプロポーザルに参加するために複数の企業で構成された企業グループを指す。構成企業（代表企業含む）と協力企業から成る。構成員ともいう。
優先交渉権者	本事業のプロポーザルに参加した者のうち、審査結果の順位が最も上位となった企業グループを指す。
選定事業者	本事業において業務を実施する者として基本契約を締結した企業グループを指す。
SPC	本事業を遂行するために会社法に定める株式会社として設立された特別目的会社のこと。
構成員	本事業を実施するために複数の企業で構成された企業グループを指す。構成企業（代表企業含む）と協力企業から成る。応募者ともいう。
代表企業	SPC から直接業務を受託・請負し、かつ SPC に出資する企業のうち最大の議決権を有し、構成員を代表し手続きを行う企業のこと。
構成企業	SPC から直接業務の受託・請負を予定している者をいう。
協力企業	構成企業から業務の受託・請負を予定している者をいう。
事業者（リスク分担表）	事業を遂行する者を指す。
PFI 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。
特定事業	公共施設の整備等に関する事業であって、民間資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。

第1 募集要項等の定義

本募集要項は小郡市(以下「市」という。)がPFI法第7条の規定に基づき、令和5年9月29日に特定事業として選定した小郡市立学校給食センター整備運営事業(以下「本事業」という。)について、本事業を実施する民間事業者を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するにあたり、参加しようとする者を対象に交付するものである。

なお、本募集要項と併せて交付する次に掲げる資料については、本募集要項と一体の資料とし、これらすべての資料を含めて「募集要項等」として定義する。

- | | |
|-------------|---|
| 1. 要求水準書 | 市が事業者に要求する具体的なサービス水準を示すもの |
| 2. 審査基準書 | 参加者から提出された提案書を評価する方法及び基準を示すもの |
| 3. 様式集 | 提案書の作成に使用する様式を示すもの |
| 4. 基本協定書(案) | 事業契約の締結に向けて、市と優先交渉権者との間の基本的な協約事項を示すもの |
| 5. 事業契約書(案) | 市と本事業の遂行のみを目的とした特別目的会社(Special Purpose Company)(以下「SPC」という。)が締結する事業契約書の案を示すもの |

また、本募集要項等と、既に公表している実施方針及び実施方針等に関する質問・意見に対する回答と相違がある場合は、本募集要項等に規定する内容を優先するものとする。

本募集要項等に記載がない事項については、本募集要項等に関する質問・意見に対する回答によることとする。

第2 事業概要

1 事業の名称

小郡市立学校給食センター整備運営事業(以下「本事業」という。)

2 事業に供される公共施設等の名称

小郡市新学校給食センター

(本体施設及び附帯施設を含む。以下「本施設」という。)

3 公共施設等の管理者の名称

小郡市長 加地 良光

4 事業の目的

小郡市(以下「市」という。)では、食育推進のため、平成 18 年度味坂小学校をかわきりに、小学校自校式給食室の運営を進めてきた。令和2年度4月に市内全小学校において、自校式給食室からの給食提供が可能となり、小学校については、「安全・安心でおいしい学校給食」を安定的に運営していくことが可能となった。一方、市内にある5つの中学校は、現施設が一括して実施しているが、昭和 46 年に開設され、築 50 年が経過していることから施設の老朽化が進んでいる。また、建設後の平成 21 年に施行された学校給食衛生管理基準では法律上明確に位置付けられ、衛生管理の徹底が求められている。しかし、現施設では、建物自体が狭小で、施設の改修は困難であり、要求事項を満たすためには、新たに給食センターを建設する必要がある。このような背景を踏まえ、本事業は、設計・建設・維持管理・運営を民間事業者が一貫して実施することにより、民間事業者の創意工夫やノウハウが発揮され、効率的かつ効果的な運営環境が創出できる PFI 手法を導入することで、市の財政負担の縮減が働き、安全で安心な学校給食を安定的に提供することを目的として実施するものである。

5 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、市と事業契約を締結し、市の所有する土地に選定事業者自らが新たに施設を設計・建設した後、公共施設等の管理者である市に施設等の所有権を移転し、選定事業者が事業期間中に係る施設の維持管理及び給食の運営業務を実施する BTO (Build Transfer and Operate) 方式とする。

6 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 23 年8月 31 日までとする。

スケジュール	時期
事業契約締結	令和6年9月
施設の整備(設計、建設)期間	令和6年 10 月～令和8年7月
施設の引渡し	令和8年7月頃
施設の開業準備期間	令和8年8月頃
施設の維持管理・運営期間	令和8年9月1日～令和 23 年8月 31 日
事業契約の完了	令和 23 年8月 31 日

7 事業の内容

選定事業者が実施する業務は、次の(1)から(6)に掲げるものとする。

(1) 施設整備業務

選定事業者は、次に掲げる業務を行う。

- ア 事前調査業務及び関連業務
- イ 設計業務及び関連業務
- ウ 建設業務及び関連業務
- エ 工事監理業務及び関連業務
- オ 調理設備調達・設置業務
- カ 食器・食缶等調達業務
- キ 施設備品調達・設置業務
- ク 外構等整備業務
- ケ 上記各項目に伴う各種申請等業務

(2) 開業準備業務

選定事業者は維持管理・運営業務を行うための準備業務及びこれらに付随する業務を行う。

(3) 維持管理業務

選定事業者は次に掲げる業務を行う。ただし、配送対象となる各学校の配膳室に係る維持管理業務は、市が行う。

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守管理業務
- ウ 附帯施設保守管理業務
- エ 調理設備保守管理・更新業務
- オ 食器・食缶等保守管理・更新業務
- カ 施設備品保守管理・更新業務

- キ 清掃業務
- ク 警備業務
- ケ 点検・調査提案業務
- コ 上記各項目に伴う各種申請等業務

(4) 運営業務

選定事業者は次に掲げる給食の運営業務を行う。

- ア 食材検収支援業務
- イ 調理等業務
- ウ 衛生管理業務
- エ 洗浄・残滓等処理業務
- オ 配送車両調達業務
- カ 給食配送・回収業務
- キ 配膳業務
- ク 運営備品調達・更新業務
- ケ その他関連業務
- コ 上記各項目に伴う各種申請等業務

(5) 解体業務

選定事業者は次に掲げる業務を行う。

- ア 現施設の解体業務及び関連業務

(6) 既存中学校の配膳室改修業務

選定事業者は次に掲げる業務を行う。

- ア 配膳室改修業務及び関連業務

なお、給食の運営に関して市が直接実施する主な業務は、次に掲げる業務である。

- ア 献立作成業務
- イ 食材調達
- ウ 食材検収業務
- エ 衛生管理業務や調理等についての指導・助言
- オ 見学者の案内及び説明業務
- カ 給食費の徴収管理業務
- キ 食育指導
- ク 光熱水費(配送車両の燃料費を除く。)の支払業務

第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

市が本事業をPFI法第7条に基づき特定事業として選定した場合は、本事業への参加を希望する民間事業者を公募し、PFI事業の透明性及び公平性の確保に配慮しながら事業者を選定する。本事業の民間事業者の選定は、公募型プロポーザル方式による総合的な評価により行う。

2 選定のスケジュール

本事業における事業者の募集・選定スケジュールは、次のとおりとする。

令和5年 10 月 27 日	募集要項等公表(募集要項、要求水準書等の公表)
令和5年 11 月 6日	募集要項等公表(事業契約書(案)等の公表)
令和5年 11 月 6日	募集要項説明会及び現地見学会
令和5年 11 月 22 日	募集要項等に関する質問の受付締切
令和5年 12 月 6日	募集要項等に関する質問に対する回答公表
令和5年 12 月 15 日	参加表明書等の受付(参加表明書、参加資格確認申請書)
令和6年1月 12 日	参加資格確認審査結果の通知
令和6年2月 2日	提案書の受付
令和6年5月下旬	優先交渉権者の決定及び公表
令和6年6月下旬	基本協定の締結
令和6年8月上旬	仮事業契約締結
令和6年9月下旬	事業契約議決、事業契約の締結

3 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

- ア 応募者は、必ず、施設の整備業務のうち設計に係る業務等を担当する者(以下「設計企業」という。)、建設に係る業務等を担当する者(以下「建設企業」という。)、工事監理に係る業務等を担当する者(以下「工事監理企業」という。)、維持管理に係る業務等を担当する者(以下「維持管理企業」という。)及び給食の運営に係る業務等を担当する者(以下「運営企業」という。)を含む企業により構成されるものとする。設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、それぞれ一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。
- イ 同一の企業が複数の業務を実施することはできるが、工事監理企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。
- ※「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以

下同じ。

- ウ 応募者の構成員は次の定義により分類される
代表企業:SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業のうち最大の議決権を有し、構成員を代表し手続きを行う企業
構成企業:SPC から直接業務の受託・請負を予定している企業
協力企業:構成企業から業務の受託・請負を予定している企業
- エ 一応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。また、一応募者の構成員のいずれかと資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の応募者の構成員となることはできない。
- オ 優先交渉権者は、仮契約締結までに小郡市内に SPC を設立するものとし、代表企業は出資者中最大の議決権を持つものとする。なお、すべての出資者は、事業契約が終了するまで SPC の株式を保有し続けるものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。
- カ 必要に応じてその他の者(以下「その他企業」という。)を応募者に含めることができるものとする。

(2) 応募者の構成員の制限

構成員は次に掲げる要件を満たすものとする。

- ア PFI法第9条の規定に該当していないこと。
- イ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当していないこと。
- ウ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続きの開始の申立て中又は破産手続き中でないこと。
- エ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 号の規定による更生手続き開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- オ 清算中の株式会社である事業者について、会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 511 条に基づく特別清算開始の申立てがなされていないこと。
- カ 参加資格確認申請書を提出するときまでに直近2か年の国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- キ 市が本事業のアドバイザー業務を委託している者及び当該アドバイザー業務において提携関係にない、また、これらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
なお、本事業のアドバイザー業務を委託している者及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者は以下のとおりである。また、「資本面若しくは人事面において関連がある」の定義については、(1)イの記載事項を参照(クにおいて同じ。))。
 - (ア) 日本工営都市空間株式会社
 - (イ) シティニューワ法律事務所
- ク 本事業に係る「小郡市立学校給食センター整備運営事業者検討委員会」(以下「検討委員

- 会」という。)の委員及び委員と資本金若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- ケ 参加資格確認申請書の提出から優先交渉権者として決定されるまでの間において、市の指名停止措置を受けていないこと。
- コ 小郡市暴力団等排除条例(平成 22 年市条例第7号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(3) 応募者の参加資格要件

応募者は、本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力、効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していることとする。

また、各業務にあたる企業は、以下の要件を満たす必要があり、複数の業務を同一の企業が兼ねる場合においても、当該要件を満たす必要がある。

ア 設計企業

構成員である設計企業は、「(2)応募者の構成員の制限」に掲げる要件に加え、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、(ア)についてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上は(イ)の要件を満たすこと。

(ア) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

(イ) HACCP に関する相当の知識を有していること。

※「HACCP に関する相当の知識を有している」とは、HACCP 対応施設の設計、建設、工事監理、維持管理、運営のそれぞれの業務に関する実績、ドライシステムの学校給食施設や民間調理施設の設計、建設、工事監理、維持管理、運営のそれぞれの業務に関する実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、HACCP に関する講習会等の受講歴等を有する者をいう。以下同じ。

イ 建設企業

構成員である建設企業は、「(2)応募者の構成員の制限」に掲げる要件に加え、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、(ア)についてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上は(イ)から(オ)までの要件を満たすこと。

(ア) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第3条の規定による建築一式工事につき、特定建設業の許可を有していること。

(イ) 平成 25 年度以降、募集要項公表の日までに延床面積 2,000 m²以上の国又は地方公共団体が発注した公共施設の完成実績(共同企業体方式にあつては、出資比率 20%以上の構成員としての完成実績)があること。

(ウ) 建設業法に従い、技術者を配置できること。

(エ) 構成企業であること。

(オ) HACCP に関する相当の知識を有していること。

ウ 工事監理企業

構成員である工事監理企業は、「(2)応募者の構成員の制限」に掲げる要件に加え、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、(ア)についてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上は(イ)の要件を満たすこと。

(ア) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) HACCP に関する相当の知識を有していること。

エ 維持管理企業

構成員である維持管理企業は、「(2)応募者の構成員の制限」に掲げる要件に加え、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、少なくとも一者以上はすべての要件を満たすこと。

(ア) HACCP に関する相当の知識を有していること。

オ 運営企業

構成員である運営企業は、「(2)応募者の構成員の制限」に掲げる要件に加え、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、少なくとも一者以上はすべての要件を満たすこと。

(ア) 募集要項公表の日までに竣工した2,000食／日以上 of 提供能力を持つドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設の新築工事の調理業務の実績を有すること。

(イ) HACCPに関する相当の知識を有していること。

(ウ) 構成企業であること。

カ その他企業

前項イからオに記載する事業者以外は、「(2)応募者の構成員の制限」に掲げる要件を満たすものとする。

(4) 参加資格に関する確認基準日等

応募者の備えるべき参加資格に関する確認基準日は、参加表明書及び参加資格確認申請書の受付期限日とする。

参加資格確認後、優先交渉権者の決定までの期間に、代表企業が応募者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、失格とする。また、代表企業以外の構成員(構成企業、協力企業)が応募者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合を除き、失格とする。

優先交渉権者の決定以降、契約締結までの期間に、優先交渉権者の構成員が応募者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、契約を締結しない場合もある。

(5) 構成員の変更

参加表明書提出以降においては、代表企業の変更は認めないが、代表企業以外の構成員（構成企業、協力企業）の変更については、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うこととする。市が妥当と判断した場合は、参加資格の確認を受けた上で提案書の提出期限までに構成員の変更及び追加を認める予定である。

提案書の提出以降、契約締結までの期間は、代表企業以外の構成員の変更については、当該変更後においても事業者の提案内容が担保されることを市が確認した場合において認める。

4 応募に関する手続き

(1) 募集要項等の公表

募集要項等は市のホームページ等に公表する。

ア 要求水準書・別添資料の閲覧

要求水準書・別添資料の閲覧を以下のとおり行う。

(ア) 閲覧期間

令和5年10月27日(金)から令和6年2月2日(木)まで(ただし、閉庁日を除く。)

(イ) 閲覧時間

午前8時30分から午後5時まで(ただし、12時15分から13時を除く。)

(ウ) 閲覧場所

〒838-0198 小郡市小郡255番地1 小郡市役所西別館3階
小郡市役所 教育部 教育総務課

(エ) 閲覧書類

別添資料 資料4 現センターの図面

イ 説明会及び現地見学会の開催

(ア) 日時及び場所

令和5年11月6日(月)午後2時～
人権教育啓発センター 1階 大集会室
(小郡市小郡296番地)

(イ) 申込期間

令和5年10月27日(金)から11月2日(木)午後3時まで(必着)

(ウ) 申込方法

募集要項等に関する説明会及び現地説明会への参加申込書(様式第 10 号)に入力し、Excel ファイルを添付し電子メールにより参加申込期間内に提出すること。

参加については、参加企業1社につき最大2名までとする。なお、多数の参加希望者があった場合は、参加人数の制限及び日時の変更を行うことがある。当日は、募集要項等の資料配布は予定していないため、各自持参すること。

(エ) 申込先

「第8 募集要項等に関する問合せ先」に記載の電子メール宛てに送付すること。

(オ) その他

自動車使用の場合は、現施設の駐車場を開放するが、できる限り乗り合わせることを。

非汚染作業区域への立ち入りを希望する者は、募集要項等に関する説明会及び現地説明会への参加申込書(様式第 10 号)提出の際に、検便検査の結果(直近1ヶ月以内)を提出すること。

現施設調理場内への立ち入りを希望する場合は、白衣、キャップ、マスク、履物を持参すること。(非汚染区域への立ち入りを希望する場合は、履物は、汚染区域用と非汚染区域用を持参すること)

処分物品については、現施設にて説明を行う。

ウ 配膳室の現地確認調査

希望者を対象に、配膳室の現地確認調査を次のとおり受け付ける。

(ア) 日時及び集合場所

令和5年 11 月 11日(土)から 11 月 19 日(日)までの土、日の午前9時からとする。当日は、午前9時までに小郡市立学校給食センターへ集合すること。

(イ) 申込期間

令和5年 10 月 27 日(金)から 11 月8日(水)午後3時まで(必着)

(ウ) 申込方法

配膳室の現地確認調査申込書(様式第 10 号-2)に入力し、Excel ファイルを添付し電子メールにより申込期間内に提出すること。

参加については、参加企業1社につき最大2名までとする。なお、グループでの見学を希望する場合は、一緒に参加する企業を備考欄に記入すること。

(エ) 申込先

「第8 募集要項等に関する問合せ先」に記載の電子メールへ送付すること。

(オ) その他

現地調査の際は、原則配膳室以外の校舎等には立ち入らないようにすること。

また、自動車使用の場合は、学校等の駐車場を開放するが、できる限り乗り合わせる
こと。

エ 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問・意見を次のとおり受け付ける。なお、市は、提出のあった質問・
意見のうち必要と判断した場合には、質問・意見の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

(ア) 受付期間

令和5年 10 月 27 日(金)から 11 月 22 日(水)午後3時まで(必着)

(イ) 提出方法

質問・意見の内容を簡潔にまとめ、募集要項等に関する質問・意見書(様式第 11 号)
に入力し、Excel ファイルを添付し、電子メールにて送付すること。

(ウ) 送付先

「第8 募集要項等に関する問合せ先」に記載の電子メール宛てに送付すること。

(エ) その他

募集要項等に関する質問・意見書(様式第 11 号)の記入の際は、資料ごとにページ
順に記載すること。また、PDF 形式ではなく、Excel 形式で提出すること。

オ 募集要項等に関する質問に対する回答

募集要項等に関する質問に対する回答は、提出者の特殊な技術やノウハウ等に関連し、
提出者の権利、競争上の地位等、その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、令和
5年 12 月 6 日(水)までに市のホームページにて公表する。

(2) 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付

ア 参加表明書及び参加資格確認申請書類の受付

応募希望者からの参加表明書及び参加資格確認に必要な書類を受け付ける。

＜参加表明書、参加資格確認に必要な書類の受付＞

日時	令和5年 10 月 27 日(金)～令和5年 12 月 15 日(金) 午前8時 30 分から午後5時まで(ただし、12 時 15 分から 13 時及び閉庁日を除く。)
受付場所	「第8 募集要項等に関する問合せ先」を参照すること。

提出書類	公募型プロポーザル参加表明書(様式第1号)、構成企業表(様式第1号-2)、委任状(様式第1号-3~4)、参加資格確認申請書(様式第1号-5)及び添付書類(様式第1号-6~14)
提出方法	直接持参又は簡易書留郵便もしくは配達証明郵便(以下「郵送」という。)により提出すること。 ※郵送の場合は期限までに必着のこと。 ※封筒に「小郡市立学校給食センター整備運営事業 提案書在中」と朱書きのこと。
提出部数等	必要な添付書類を含めて正1部・副1部を作成・提出すること。 提出にあたっては簡易ファイルに綴じて提出すること。

提出された参加表明書及び参加資格確認申請書は返却しない。

提出された参加表明書及び参加資格確認申請書の変更、差替えもしくは再提出は原則として認めない。

参加表明書及び参加資格確認申請書の作成及び提出に要する費用はすべて応募者の負担とする。

受付期限日までに参加表明書と参加資格確認申請書を提出しない応募者及び参加資格がないとされた応募者は、本事業に参加することができない。

イ 参加資格審査結果の通知

市は、参加資格確認申請書をもとに参加資格を確認し、その結果を令和6年1月12日(金)までに代表企業に通知する。なお、参加資格がないと判断された者は、令和6年1月22日(月)までにその理由について書面で説明を求めることができる。

ウ 辞退

参加表明書等の提出以後、辞退する場合は、辞退届(様式第12号)を令和6年2月2日(金)午後5時までに、小郡市教育部教育総務課学校給食係に持参、又は郵送(提案書締切前日までに到着するものに限る。)により提出すること。なお、辞退した場合において、今後、市の行う業務において不利益な取扱いとはされない。

また、参加資格があると通知された者が、提案書を期限までに提出しない場合は、辞退したものとみなす。

(3) 提案書の受付

応募者は、次のとおり提案書を提出すること。

< 提案書の受付 >

受付日	令和6年2月2日(金)午前8時30分から午後5時まで (ただし、12時15分から13時を除く)
-----	--

受付場所	「第8 募集要項等に関する問合せ先」を参照すること。
提出書類・提出部数	(1) 見積書・価格計算書(様式第7号-3・第7号-4) (2) 提案書 提案書(様式第7号)・要求水準に関する確認書(様式第7号-2)は、1部提出。 提案書類は、次の内容とし、各々正1部、副10部提出。 ・事業計画全般に関する提案書(様式第13号～第13号-12) ・施設整備業務に関する提案書(様式第14号～第14号-4) ・維持管理業務に関する提案書(様式第15号) ・運営業務・開業準備業務に関する提案書(様式第16号～第16号-4) ・解体業務・既存中学校の配膳室改修業務に関する提案書(様式第17号) ・提案図面(様式第18号～第18号-15) ・上記のデータを収納したCD-R又はDVD-R(正1部) ※提案図面はA3版の簡易ファイル綴じとし、それ以外の提案書については、A4版の簡易ファイル綴じとする。
提出方法	直接持参により提出すること。
留意事項	提出するデータは次のとおりとする。 ・提案書：Word形式 ・提案書：Excel形式(計算式は残すこと) ・提案図面：PDF形式

(4) 応募に関する留意事項

ア 募集要項等の承諾

応募者は、提案書の提出をもって、募集要項等及び追加で公表された資料等の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 費用負担

参加に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

ウ 保証金

保証金の納付は免除する。

エ 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

使用する言語は日本語、計量単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

オ 著作権等

応募者から募集要項等に基づき提出される書類の著作権は、応募者に帰属するものとし、審査及び審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、選定事業者の提案書は、特に市が必要と認める時には、事前に協議の上、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

本事業に関する提出書の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果、生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該応募者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

カ 提案書の取扱い

提案書は、変更できないものとし、また、理由の如何にかかわらず返却しない。

キ 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、本事業に係る検討以外の目的で使用することはできない。

ク 無効に関する事項

次のいずれかに該当する参加は無効とし、無効となった応募者を優先交渉権者とした場合は、優先交渉権者の決定を取り消すものとする。

- (ア) 本事業に関する応募の参加資格がない者の行った応募
- (イ) 「(3) 提案書の受付」に記載の「受付日」「受付場所」に到着しなかった応募
- (ウ) 2通以上の見積書を提出した者による応募
- (エ) 応募者の記名押印のない応募又は記入した事項の判読できない応募
- (オ) 金額その他主要事項の記載が不明確なもの
- (カ) 参加資格を有する者との確認を受けた代表企業以外の者が行った応募
- (キ) 虚偽の記載をした応募
- (ク) 明らかに連合(談合)によると認められる応募
- (ケ) その他応募の条件に違反した応募

ケ その他

応募者は、一つの提案しか行うことはできない。

募集要項等に定めるもののほか、参加にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

(5) 提案上限価格

本事業の提案上限額は、金 4, 477, 400千円 (消費税及び地方消費税を含む。)とする。

(6) その他

- ア 市が提示する資料及び質問・意見に対する回答は、募集要項等と一体のものであるため、その内容も踏まえて、提案書等を作成すること。
- イ 参加資格を有するとの確認を受けた参加企業のグループを構成する企業のいずれかが、提案書の受付期限日において、応募者の備えるべき参加資格を欠いた場合は、当該応募者は参加資格を失い、本事業に参加することができない。
- ウ 提案書の受付期限までに当該書類が提出されなかった場合は失格とする。

第4 提出書類の審査及び優先交渉権者の決定

優先交渉権者の決定方法は、公募型プロポーザル方式とし、審査は「資格審査」と「提案審査（「基礎審査」、「総合審査」から構成される。）」の手順にて実施する。なお、詳細は審査基準を参照のこと。

1 検討委員会の設置

市は、提案書等の審査を行うため、有識者及び市職員で構成する検討委員会を設置する。

なお、応募者が、募集要項等公表以降、優先交渉権者決定前までに、検討委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になることを目的として接触等の働きかけを行った場合、当該応募者は失格とする。

2 審査の手順及び方法

優先交渉権者の決定のための審査の手順及び方法は、「審査基準書」による。

3 基礎審査の結果通知及びヒアリングの実施

検討委員会は、応募者に対して提案書の内容についてヒアリングを行う予定である。

ヒアリングは令和6年5月を予定しているが、詳細については提案書受付後に、基礎審査の結果と併せて、ヒアリングの開催日時・場所、準備書類等を代表企業へ通知する。

4 優先交渉権者の決定及び公表

市は、優先交渉権者の選定結果を応募者に通知するとともに、提案書等の審査結果及び選定結果を市のホームページにて公表する。

第5 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は次のとおりである。応募者は、これらの条件を踏まえて、提案書を作成すること。なお、応募者の提案が「要求水準書」に示す要件・要求を満たしていない場合は失格とする。また、優先交渉権者の決定のための審査は提案事業者名を伏せて実施するため、提案書の作成にあたり、事業者名を記載しない等、提案書の内容から提案事業者を把握できないように留意すること。

1 事業計画の提案に関する条件

(1) 資金調達・返済計画

一時支払金、資金調達・返済計画については、次の条件に従って提案書を作成すること。

ア 一時支払金

市は、施設整備に係るサービス対価の一部として以下のとおり一時支払金を選定事業者に支払うことを想定している。以下のとおり算定し、提案を行うものとする。

以下の表に示す文部科学省学校施設環境改善交付金の内容は、現在の「学校施設環境改善交付金交付要綱」に基づき算定した試算額及び算定式である。なお、実際に選定事業者に支払う一時支払金は、単価の変更等に伴い提案時の金額とは異なる場合がある。この場合に、金融機関への事務手数料等の追加費用が発生するときは、選定事業者の負担とする。また、当該一時支払金が変更となった場合、割賦料で変更額を調整するとともに、変更後の割賦料に合わせて割賦手数料を調整する。

項目		内容
一時支払金 (①+②+③)	文部科学省学校施設環境改善交付金 (①)	①学校給食施設の改築にかかる交付金 380,588 千円
	起債による一時支払金 (②+③)	②起債(交付金対象額分) $(① \times 3 - ①) \times 90\%$
		③起債(単独分) $\{ (起債対象となる設計・建設工事に係る費用の合計額※) - (交付金配分基礎額: ① \times 3) \} \times 75\%$

※起債対象となる設計・建設工事に係る費用は、実施設計費、工事監理費、本施設工事費(建築工事、電気設備工事、機械設備工事等)、調理設備設置工事、既存施設解体工事に要する費用を加算した額とする。なお、基本設計費、運営備品等(食器・食缶等を含む)調達費は含まない。

イ 割賦料

市は、選定事業者が実施する施設整備業務のサービス対価として、選定事業者が提案した施設整備業務相当額に消費税及び地方消費税額を加えた額から前述の一時支払金を控除

した額を元本の金額として、係る元本に選定事業者が提案するスプレッドを基準金利に加えた金利で返済期間 15 年の元利均等返済の方式によって算出される元利償還金額を割賦料として、維持管理・運営期間中、四半期ごとに選定事業者を支払う。なお、割賦金利を除く割賦料に係る消費税及び地方消費税は、一時支払金の支払い時に全額を一時支払金に加算して支払う。

基準金利は、令和5年 10 月 27 日の利率を用いて割賦料を提案することとするが、事業期間における実際の支払い額は、本施設の引渡し予定日の金融機関2営業日前の基準金利を適用し算定される額とする。

なお、基準金利は、東京銀行間取引金利 TIBOR1年もの(円/円)とし、この基準金利を参考に、10 年固定金利を想定したスプレッドを設定するものとする。

市は本施設の引渡し後に、消費税率の変更があっても、施設整備業務相当額に関する消費税及び地方消費税の変更は行わない。

ウ 委託料

市は、選定事業者が実施する施設の維持管理及び運営に係るサービス対価を、委託料として維持管理・運営期間中、四半期ごとに選定事業者を支払う。なお、委託料は、物価変動に基づき、年に1回改定する。

委託料は、固定料金と変動料金で構成するものとする。

固定料金には、施設の保守管理、清掃、警備並びに提供食数に関係なく生じる人件費等の費用が含まれることを想定しており、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費等に係る費用が含まれることを想定しているが、これらの具体的な設定については、選定事業者の提案によるものとし、事業契約書において定める。

固定料金は、各四半期において、選定事業者が提案する一定の額を支払い、変動料金は、各四半期において提供した給食数の合計に、選定事業者が提案する食単価を乗じた額を支払うものである。

開業準備費相当分に関しては固定料金とし、初回の支払いに加算して選定事業者を支払うものとする。

(2) 提供食数

ア 提供食数

本施設における提供食数は、最大 2,000 食/日とする。

市は、選定事業者に対し、生徒の転出入、教職員用給食、学校行事開催等を踏まえ、給食を提供する日の該当する月の前月 25 日までに、提供日に提供する予定の給食数(以下「予定給食数」という。)の指示を行う。また、予定給食数に変更がある場合には、原則として提供日の2稼働日前の 11 時までに、市から選定事業者へ当該提供日の給食数(以下「実施給食数」という。)の指示を行うものとする。

なお、本施設における1日あたりの想定提供食数は 要求水準書に記載のとおりである。

イ 提供食数と変動料金の算定方法

$$\boxed{\text{委託料のうち変動料金} = \text{給食1食あたりの単価} \times \text{提供給食数}}$$

「提供給食数」の算定方法は次のとおりとし、各四半期の累計とする。

- ・「予定給食数」から「実施給食数」が増加した場合又は 201 食に満たない数だけ減少した場合は、「実施給食数」を「提供給食数」とする。
- ・「予定給食数」から「実施給食数」が 201 食以上減少した場合は、「予定給食数」から 201 食を減じた食数を「提供給食数」とする。
- ・ただし、受注者の責に帰すべき事由により、実際に提供された給食数が「実施給食数」を下回った場合は、実際に提供された給食数を「提供給食数」とする。

ウ 予想されるリスクと責任担当

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

市と選定事業者の責任分担は、原則として「別紙ー1 リスク分担表」に加え、事業契約書(案)に示すとおりであり、応募者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

エ 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準は要求水準書に示す。

オ 保険

選定事業者は、本事業の実施に関連して、自ら又は業務の受託者をして、施設整備、解体、配膳室改修に対しては建設工事保険及び第三者賠償保険に、開業準備・維持管理・運営に対しては賠償責任保険に加入させ、その保険料を負担するものとする。保険を付保したときは、その証券又はこれに代わるものを遅滞なく市へ提示するものとする。

また、前述の保険以外にリスク対応のために必要とされる場合は、提案により加入するものとする。

第6 事業実施に関する事項

1 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。

また、本事業に関する紛争については、福岡地方・家庭裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

2 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合

選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、その発生事由ごとに事業契約書等に示す規定に従い対応することとする。

市は、選定事業者の提供するサービスが要求水準を下回る場合、その他選定事業者に債務不履行又はその懸念が生じた場合、選定事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができるものとし、原則として選定事業者に一定の修復期間を与えて、選定事業者の事業遂行能力の修復を待つこととする。修復勧告を行ったにもかかわらず修復が認められない場合、サービス提供に重大な遅滞等が懸念される場合、あるいは選定事業者の事業遂行能力の修復が不可能であると判断される場合には、市はサービスの対価の減額又は支払いの停止措置又は選定事業者との契約を解除できるものとする。

選定事業者が倒産し、又は選定事業者の財務状況が著しく悪化したため、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と認められる等の場合、市は選定事業者に対する催告を行うことなく事業契約を解除できるものとする。

市が事業契約を解除した場合、選定事業者は市に生じた合理的損害を賠償するものとする。詳細については事業契約書(案)に示す。

(2) 市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合

選定事業者は、市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、事業契約を解除することができるものとする。この場合、市は選定事業者に生じた合理的損害を賠償するものとする。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市及び選定事業者のいずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と選定事業者は、原則として事業継続の可否について協議を行った上、対応方法を決定する。詳細については事業契約書(案)に示す。

(4) 金融機関と市の協議（直接協定）

本事業の適正な遂行と継続性の確保を目的として、市は、必要に応じて、選定事業者に対し資金提供を行う金融機関と協議を行い、直接協定を締結することがある。

3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

選定事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、市は選定事業者と協議する。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

市は、施設整備に係る交付金が市に交付決定された場合には、これを市が選定事業者に支払う代金の一部に充当する。なお、選定事業者は、市が行う交付金に係る手続等に対して必要な協力を行うこと。

(3) その他の支援に関する事項

市は選定事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市は、選定事業者と協議を行う。

4 事業の実施状況の監視（モニタリング）

(1) 実施状況の把握

市は、選定事業者が実施する施設の整備、維持管理及び運営業務について、定期的にモニタリング（監視）を行う。なお、具体的なモニタリングの方法、内容等については、事業契約書に定める。

5 支払手続き

(1) 一時支払金

ア 本施設を市に引渡し所有権を移転した後、市は、一時支払金を選定事業者に支払う。

イ 市は、選定事業者からの請求書を受理した日から 30 日以内に支払う。

(2) 割賦料

ア 市は、割賦料を令和8年度から令和 23年度にわたり四半期毎に支払う。

イ 市は、選定事業者からの請求書を受理した日から 30 日以内に支払う。

(3) 委託料

ア 選定事業者は、各四半期の業務完了後、業務報告書を速やかに市に提供する。

イ 市は、業務報告書受理後 10 日以内に履行を確認し、その結果を選定事業者に通知する。

ウ 選定事業者は、履行確認通知後、市に請求書を送付する。

エ 市は、選定事業者からの請求書を受理した日から 30 日以内に支払う。

第7 契約に関する事項

1 事業契約の締結等

(1) 基本協定の締結

市は、優先交渉権者の決定後、速やかに、優先交渉権者との間で、本事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。なお、市は、基本協定の締結後、審査講評及び結果の詳細について市のホームページにて公表する。

(2) SPC の設立

優先交渉権者は、基本協定の定めるところにより仮事業契約締結時までに SPC を設立する。SPC は、会社法(平成 17 年法律第 86 号)の定める株式会社として市内に設立するものとする。

(3) 事業契約の締結

市は、基本協定の締結後、事業契約の文言の明確化等を行い、事業契約を SPC と調印(仮契約)する。なお、当該事業契約は、小郡市議会の議決を得られた日をもって効力が発生するものとする。

(4) 事業契約の締結に至らなかった場合

SPC の事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、市は違約金を請求することができる。なお、市及び SPC(落札者を含む)が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互間に債権債務が生じないものとする。

(5) 事業契約の締結に係る費用の負担

事業契約の締結(仮契約含む)に係る SPC 側の弁護士費用、印紙代等は、SPC の負担とする。

2 契約保証金

SPC は、事業契約の締結後速やかに小郡市契約規則(平成 21 年3月2日規則第7号)第 29 条の規定に基づき、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めさせなければならない。免除等についても同規則に基づくものとする。

第8 募集要項等に関する問合せ先

募集要項等に関する問合せ先は、次のとおりである。

担 当 部 署:福岡県小郡市役所 教育部 教育総務課 学校給食係

住 所:〒838-0115 福岡県小郡市大保 1476 番地

電 話:0942-72-4610

F A X:0942-72-4619

電子メール:shin-center@city.ogori.lg.jp

別紙ー１ リスク分担表

段階	リスクの種類	No	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
共通	公募資料リスク	1.	公募資料等の誤り、内容の変更に関するもの等	○	
	法令変更リスク	2.	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
		3.	上記以外の税率変更及び新設課税	○	
	許認可遅延リスク	4.	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	第三者賠償リスク	5.	事業者が実施する業務に関するもの		○
		6.	市が実施する業務に関するもの	○	
	住民問題リスク	7.	本事業を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟	○	
		8.	調査・工事に関わる住民反対運動、訴訟		○
	事故発生リスク	9.	調査・建設・運営段階での事故の発生		○
	環境保全リスク	10.	設計・建設・運営する上での環境の破壊		○
	設計・測量・地質調査リスク	11.	市が実施した設計・測量・地質調査部分	○	
		12.	事業者が実施した設計・測量・地質調査部分		○
	事業中止・延期リスク	13.	市の指示によるもの	○	
		14.	事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	物価変動リスク	15.	施設の供用開始前のインフレ・デフレ	協議にて判断	
		16.	施設の供用開始後のインフレ・デフレ	○	
	金利変動リスク	17.	基準金利の設定時点までの金利変動	○	
		18.	基準金利設定時点以降の金利変動		○
	不可抗力リスク	19.	天災・暴動等による設計変更・中止・延期	協議にて判断	
契約前	応募コストリスク	20.	応募費用に関するもの		○
	契約未締結・遅延リスク	21.	事業者の責めによる契約未締結・遅延		○
		22.	市の責めによる契約未締結・遅延	○	
設計・建設	測量調査	23.	市が実施した測量調査の誤り	○	
		24.	上記以外のもの		○
	設計変更リスク	25.	市の提示条件・指示の不備、変更によるもの	○	
		26.	事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	資金調達リスク	27.	必要な資金の確保に関するもの		○
	用地の確保	28.	建設に要する資材置き場等の確保に関すること		○

段階	リスクの種類	No	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
設計・建設	工事遅延・未完工リスク	29.	工事遅延・未完工による開業の遅延		○
	工事費増大リスク	30.	市の指示による工事費の増大	○	
		31.	上記以外の工事費の増大		○
	性能リスク	32.	要求仕様不適合(施工不良を含む)		○
	一般的損害リスク	33.	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害		○
	工事監理リスク	34.	工事監理の不備によるもの		○
維持管理・運営	計画変更リスク	35.	事業内容・用途の変更に関するもの	○	
	運営費上昇リスク	36.	物価、計画変更等以外の要因による運営費用の増大		○
	施設損傷リスク	37.	不可抗力を除く事故・災害による施設の損傷		○
	性能リスク	38.	要求仕様不適合		○
	施設不適合リスク	39.	不適合担保期間内の不適合		○
		40.	不適合担保期間終了後の不適合	○	
	需要変動リスク	41.	給食を提供する学校における給食サービス形態の変更等、市の責めによる需要の変動	○	
		42.	生徒数・教職員数の変動による需要の変動	○	△※1
		43.	食べ残し等による残滓の変動	協議にて判断	
	調理事故・異物混入リスク	44.	市が実施する業務に起因するもの	○	
		45.	事業者が実施する業務に起因するもの		○
	配送遅延リスク	46.	交通混雑、悪天候による遅延のうち通常想定できない要因によるもの	○	
		47.	上記以外の交通混雑、悪天候によるもの		○
		48.	調理の遅延によるもの		○
		49.	事業者の交通事故によるもの		○
		50.	食材の納入遅延によるもの	○	
移管	事業の終了リスク	51.	市の契約不履行に起因する事業契約解除	○	
		52.	事業者の契約不履行に起因する事業契約解除		○
	性能リスク	53.	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	移管手続きリスク	54.	事業の終了手続きにかかる諸費用に関するもの		○

※1詳細は、第5/1/(2)提供食数、事業契約書(案)参照のこと。

段階	リスクの種類	No	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
解体	解体費用増大 リスク	55.	市の要請による費用超過によるもの	○	
		56.	アスベストが検出された場合の除去費用や工事の遅延等	○	
		57.	上記以外の事由によるもの	協議にて判断	
	工事遅延リスク	58.	市の要請による解体工事の遅延	○	
		59.	上記以外の事由によるもの		○
	工事監理リスク	60.	解体時の工事監理に関するもの		○
	一般的損害 リスク	61.	設備・原材料の盗難や事故による第三者への賠償等に関するもの		○
	要求水準リスク	62.	解体に関する要求水準の不適合によるもの		○
改修	地下埋設物	63.	あらかじめ想定し得ない地下埋設物の顕在化による対応費用の増加や工期の遅延等	○	
		64.	市の提示条件の不備・変更又は市の提示された資料等から予見できなかった不測の事態による工事費の増大	○	
		65.	上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事監理リスク	66.	工事監理の不備に関するもの		○
	性能リスク	67.	要求水準書の不適合に関するもの(施工不良を含む)		○

注) 契約が結べない場合、それまでに官民各々にかかった費用は各々が負担する。